甑島国定公園10周年

こしきのひととき

vol.3

甑島ツーリズム推進協議会は、甑島エコツーリズム推進全体構想により、「こころをつなげる」、「自然をつなげる」、「時空（とき）をつなげる」、「つながる」の4つの基本方針のもと、さまざまな活動をしています。

そこで今回は、元地域おこし協力隊で現在も甑島で商品開発などの活動を行う澤（さわ）未恵（みえ）さんを紹介します。

下野（しもの）さんとの出会い

私は、2021年に関東から下甑島に移住し、地域おこし協力隊として2年半活動しました。「下甑島の地域資源を活用した商品開発」をミッションに活動する中で、下甑島の特産物であるタカエビ漁を営む下野睦子（むつこ）さんと出会います。

小さくて出荷できないタカエビをどうにかしたいと相談を受け、エビ煎餅を作ろうと商品開発を開始しました。

ある失敗からヒントを発見

ある日、下野さんが作ったエビ団子を食べたところ、とてもおいしく、エビ煎餅からエビ団子に方針転換。試行錯誤の最中、つなぎの豆腐を入れ忘れた試作品がより素材の味を生かせることを発見し、そのまま製品化へ。つなぎを使わない「たかえびすりみ」が完成しました。

成功は失敗から生まれる

捨てられていたタカエビが製品に生まれ変わり、ここから商品開発がどんどん面白くなってきました。次は、手軽に持って帰れるように「常温保存できる」タカエビの商品を作ることになり、1年半試作を繰り返し、「えびくん（タカエビの燻製）」が誕生しました。

下野さんと私の思いがつながったこの活動は、鹿児島県の水産物品評会で、「たかえびすりみ」は県知事賞を、「えびくん」は水産庁長官賞を受賞しました。

地域おこし協力隊の任期を終えた今も甑島に残り、甑島の商品開発や営業のお手伝いをしています。これからも甑島の素晴らしさや自然の恵みを伝えていきたいと思います。

問合先
▼本庁観光物産課観光シティーセールスG（内線6224）

みんなで育む子どもたちの未来

問合先／本庁企画政策課地域デザインG（内線4812、4841）

市では、市民が家庭や子育てに夢を持ち、喜びを実感しながら、安心して子どもを産み、育てることができ、子どもが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを目指し、「少子化対策・子育て支援基本条例」を令和7年4月に施行しました。「市」、「市民」、「事業者」、「保護者」が協力し、地域全体で少子化対策・子育て支援に取り組む気運を高めていきましょう。

また、同年3月に策定した「少子化対策・子育て支援戦略実行方針」を基に、出会い・結婚、妊娠・出産、子育てといった人生のさまざまな場面で切れ目のない支援を行っていきます。

▲少子化対策・子育て支援基本条例

▲少子化対策・子育て支援戦略実行方針

少子化対策・子育て支援基本条例では、それぞれの立場での役割を定めています

市
各地域の創意工夫を尊重し、特性に配慮しながら各施策を総合的に策定、実施します。

市民
喜びを実感しながら安心して子どもを産み、育てることができ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる社会の形成に努めましょう。
また、市が実施するさまざまな施策の協力に努めましょう。

連携

事業者
子育て世代が充実した職業生活を営みながら豊かな家庭生活を送れるよう、雇用環境の整備に努めましょう。
また、市が実施するさまざまな施策の協力に努めましょう。

保護者
子どもを心身ともに健やかに育成しましょう。
また、市が実施するさまざまな施策の協力に努めましょう。

屋外広告物はルールを守って活用しよう

～まちの景観と安全を守るために～

屋外広告物とは、建物の壁や屋上、道路沿いなどに設置される看板やポスターなどのことです。お店の案内やイベント告知など、私たちの生活に身近な存在です。

しかし、設置の仕方によっては、まちの景観を損なったり、落下などによる事故につながることもあります。

こうしたことを防ぐために、鹿児島県屋外広告物条例でルールが定められています。

❶屋外広告物を**「表示できる場所」**と**「表示できない場所」**があります。

❷場所によって表示できる大きさや高さが異なります。

❸場所にかかわらず、表示が禁止されている物件（禁止物件）があります。

❹著しい色あせや塗料の剥がれがあるもの、老朽化して倒壊、落下の恐れがあるものは設置できません。

問合先／本庁都市整備課都市計画・景観G（内線3411）

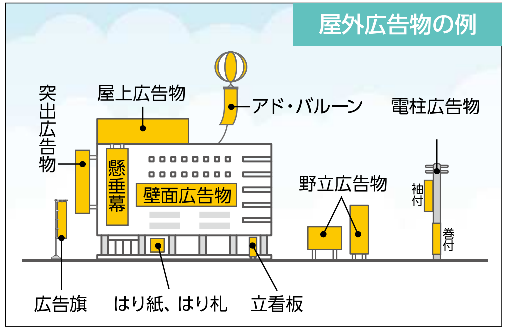
屋外広告物の例
突出広告物
屋上広告物
アド・バルーン
電柱広告物
懸垂幕
壁面広告物
野立広告物
袖付
巻付
広告旗
はり紙、はり札
立看板

【広告物の表示が禁止されている物件】

電柱、街路樹、道路標識、信号機、道路上の柵、カーブ・ミラー、消火栓、郵便ポスト、石垣など

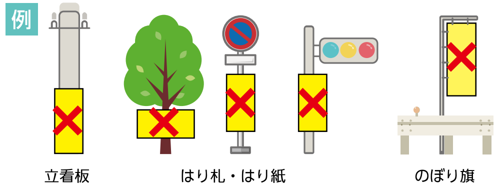
例
立看板
はり札・はり紙
のぼり旗

よくある質問に答えます!

Q 自分の店の敷地内に屋外広告物を設置する場合も、許可は必要ですか?

A 自分の店の敷地内に屋外広告物を設置する際も**市の許可が必要な場合**があります。大きさなどにより手続きが不要となる場合もありますので、設置する際は、事前にご相談ください。

▲屋外広告物ごとの許可基準

Q 電柱や道路標識の支柱に少しの期間だけ誘導看板を取り付けても大丈夫ですか?

A 広告物表示の禁止物件ですので、**少しの期間でも取り付けは禁止**です。

屋外広告物適正化の取り組み

本市では、定期的に違反広告物の指導や撤去を行っています。毎年9月1日～10日は国土交通省が設定する屋外広告物適正化旬間です。この期間に、国・県の道路管理部局、警察、九州電力㈱、NTT西日本㈱と協力し、違反広告物の指導や撤去を行っています。

私たちの安全と良好な景観を守るために、屋外広告物のルールを守り、適切な設置をお願いします。

その他、屋外広告物の安全点検や申請方法など、詳しくは市ホームページをご確認ください。

▲市ホームページ